

科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術会議有識者議員との会合 議事概要

- 日 時 平成 23 年 8 月 11 日（木）10:00～11:26
- 場 所 合同庁舎 4 号館第 3 会議室

- 出席者 福山副長官、阿久津政務官、相澤議員、本庶議員、今榮議員、青木議員、中鉢議員、廣渡議員、泉統括官、梶田審議官、吉川審議官、大石審議官

- 議事概要

議題 1. 「当面のエネルギー需給安定策」及び「革新的エネルギー・環境戦略策定に向けた中間的な整理」について

<内閣官房国家戦略室 門松企画調査官説明>

- 相澤議員 それでは、まだ中間的まとめの段階でございますので、今後の検討状況を中心にお話しいただきました。せっかくの機会ですので、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。
- 本庶議員 今、再生可能エネルギーの法案が審議されていると思いますが、そこにおいて一番の肝は、買取価格の決定、誰がどのように決定して、大体どのぐらいになるかと、これが政府として本気でこれをやるかどうかのメルクマールであろうと言われているのですが、それに関することはそちらの担当というわけではないんですが、どういう展望になるのか。つまり、この価格があまり低ければ、これはもう名前だけで、実質的に意味がない。その決定は誰がやって、つまり再生可能エネルギーを増やすという政治的な意思が明確にそこに出てくるかどうかそこから読めると思うんですけども、その辺の展望なり考えはいかがなんでしょうか。福山副長官に聞いたほうがいいかもしれません。
- 門松企画調査官 すみません、まさに今、国会で審議中でございます。実はこの法案自身は経済産業省を中心にやっているのですが、本庶先生ご指摘のとおりで、買取価格が肝になるということもあって、国会審議でそこが非常に大きな論点になっていて、決め方、手法、場も含めて国会で議論になっていると、私は現在聞いております。ですので、そこで決まる話なものですから、今決まっているということではないのですが、全般論として再生可能エネルギーをまさに入れていくというのは極めて大事なことでしょうから、両先生のご指摘を踏まえて、こちらの議論も進めていきたいと思っております。
- 福山副長官 今まさに説明がありましたように、国会審議中ですし、ようやく与野党ともにこの法案を今月中に通していただくという機運が昨日、一昨日あたり、かなり出てきているので、政府に私が何かを言うと、そこに影響を与えるのは本意ではありませんので、そこはあまりコメントするのは適切ではないと思っておりますが、ただ 1 点、本庶先生のご指摘は非常に重要で、菅総理の言われる 2020 年代のなるべく早いうちに電力供給量の 20% を目指すということになると、自動的に、どの程度が 20%なのかというのは想定でき得

ます。それから、先ほどのご説明にありましたように、需要側の節電対策によってどの程度の電力の需要量が抑えられるかというのも、一定の方向性は出てきます。その中で 20%の比率というのは、そんなに大きな幅のある数字ではないので、そこを目指していったときに、再生可能エネルギーの導入量として、どれだけのインセンティブを与えれば普及していくのかというところから逆算していきながら、恐らく政令事項で、どの場で決めていくかというのはいろいろな議論があると思いますが、逆算しながら対応していくことになりまして、この中間的な整理に国民的な議論というのを強く主張したのは、この論点整理も、今までのエネルギー政策からいうと、ここまで丸裸にするような論点整理というのはあまりなかったことですので、コストの検証も含めて、そこは国民のチェックをいただきながら普及していきたいという思いを、何とか法案を通していただいてやりたいというのが今の政府の立場だと考えております。もちろん、その中で総合科学技術会議の先生方にそういった面も含めてしっかりといろいろなご指摘なりご示唆なりをいただきたいというのは、言うまでもないことだと思います。

○廣渡議員 資料 1-2 の 10 ページのところですが、これは短期の目標達成に向けた具体的な対策のところの(4)ですけれども、原子力の安全対策の項目のところ、安全確保のためのチェックのシステムは、今、制度的な改革案が出て、組織再編の改革案が出ておりますけれども、それはここでは特に具体的なことは取り上げて書き込むということはないのですか。

○福山副長官 基本的には、このエネルギー・環境会議は、組織体制というよりも、まず第一段として、今のエネルギー政策に対する論点整理と、原発に対する現状の姿勢を明確にしようということやらせていただきました。そして、一方で組織体制の問題については、細野大臣を中心に試案をまとめて発表するというので、違うトラックで動かしておりますので、この中では、あくまでもこの時点でのストレステストの導入等についての表記にとどめさせていただいたということで、この会議の位置付けとしては、そういう対応をさせていただきました。

○中鉢議員 資料の 2-2 の 17 ページに、革新的エネルギー・環境戦略の実現に向けてということで当面の対応について、年央にやるべきこと、年末までにやるべきことが書かれていますが、年央というのは大体どのぐらいのことでしょうか。今、カレンダーイヤーで言うともう既に 8 月なわけですけれども、フィスカルイヤーで言っているのかどうかで変わってきますので。また、再生可能エネルギーの技術革新や市場拡大、原発コストの問題など、いろいろなことが書いてありますが、一番わからないのは、私はコストではないかと思えます。

太陽光パネルにおけるコストというのはリテールで買うわけですから極めて明快です。そして 20 年なら 20 年で償却すると。太陽光パネルを据え付けて、据え付け費用も負担して、それで自分のうちで消費する。これを価格に転嫁したときにどうかということですが、現状が 42 円だとしますと、総合科学技術会議の中でも、昨年のグリーンイノベーションのアクションプランの中で、2020 年ぐらいまでには 14 円にしましょう、2030 年までに 7 円にしましょうとターゲットを明記しました。これは奇しくも菅総理

が言った2020年までに3分の1、2030年までに6分の1と一致します。

グリーンイノベーションというのは別に4期、つまり今年の4月から始めるべきものではなくて、3期に、5年前から重要な課題としてやっていました。しかし、コストの試算については何度聞いてもわかりません。以前からコスト比較の資料が示されています。しかし、あそこからはリバイスされていないのではないかと思います。例えば、製造業では、商品を企画して、設計して、調達して、製造して、品質チェックをして、販売する、そしてアフターケアをします。こうした工程全てに責任を負っています。原子力に置き換えると、企画したのは誰なんだろう、設計したのは誰なんだろう、調達するのは誰なんだろう、製造するのは誰なんだろう、品質は誰がチェックするのだろうか、誰が売のだろうか、アフターケアは誰がするのだろうか。事業主が誰なのかということコンソリで見ないことには正確なコストを算出できないのではないかと思います。コストのところは役所がやり、プロフィットの部分は民間企業がやっている、コストセンターとプロフィットセンターのコンソリの姿が見えないというところが、コスト試算を難しくしている一つの要因ではないかと思います。このことを早くやらないと、いつまでたってもきちんとしたコストが出てこないと思います。私企業が事業をやる場合、全てを包括するフィジビリティスタディを必ずやります。我々製造業の場合、QCD、クオリティーとコストとデリバリー、最終的にはこの3つが柱になります。クオリティーというのは、電力で言うなら安全性と安定性、コストは電力コスト、そしてデリバリーというのはキャパシティだと思いますけれども、安定した電気が安全で安く十分にあるということを保証するということが大事なんだろうと思います。この中で、コストの試算について国民的な疑問があるように思いますので、年央を待たずしてこれを早くやっていくべきで、議論のスタート台となるこのことがないと、先ほどの本庶先生の質問にもございました、どう全量買い取りするのかを決めることができないと思います。いくらかかるかわからないにもかかわらず全量買い取りの話だけが進むということに、いささか不自然さを感じます。

それからもう一つ、話が長くなって申しわけありませんが、今回ここで示された、年末に向けて、エネルギー・環境会議の基本的な方針を具体化する、あるいはその後の環境戦略というところに対して、このように連結して物を考えるというのは、非常に結構なことだと、大変いいことだと私は思います。むしろ問題は、ここまでやってこなかったこと、つまり、第3期の段階からグリーンイノベーションが日本の最大の重要課題と言っておきながら、エネルギー基本計画では、原子力等に50%以上依存するという事になっていました。今回はそれを白紙撤回という措置となったわけですが、いかなる技術革新の基本計画を総合科学技術会議が出しても、こういうことが起こる、このジレンマというか、不整合性が起こることが私は問題だと思います。ぜひ、エネルギーの基本計画と、それから技術革新の2つを軸にして、国民的な合意をとりながら進めていくべきだと思います。重ねて申し上げますが、コストの算定方式を早く示すべきだろうと思います。

○福山副長官 今、中鉢議員のおっしゃられたことは大変本質的なことだと承っております。ご指摘

があった17ページの年央というのは、実はこの左側の表でいうと、要は2-2の17ページ、今回の論点整理がこの年央のことになります。ここから、まさに中鉢議員ご指摘のように、コスト計算、コスト検証を始めて、年末に基本方針を取りまとめるという方向になります。コスト計算は、この2-2の23ページと22ページをお開きいただければと思います。特に23ページをお開きいただければと思いますが、まさにご指摘のように、太陽光は2020年14円、2030年7円という表示がありまして、しかしながら原子力に関しては、これまで安いと言われていましたけれども、広告費、バックエンド、事故対応費用、追加的安全対策、燃料費の上昇、それから地方へのいろいろな交付金も含めてどうなのかということについてはほとんど考慮されなかったことも含めて、コスト計算の試算の中には入れるということを明示しております。特に22ページの絵は小さくて恐縮でございますが、それなりのものをそれぞれの電源についてしっかりと検証して、第三者委員会をつくって、国民の前に明らかにしていこうということでやらせていただきました。このことが第三期も含めて政府の中で進んでこなかったこと自身は、私も問題だと思っておりますし、こういった事故があった初めて動き出したこと自身、遅きに失したものだと思っておりますが、それはこれまでの、まさに先ほどの話にあるエネルギーの執行体制の問題や歴史的な経緯等も含めてあったと思いますので、それを何とか我々としては反省をしながら、こういった形で今、議員ご指摘のような作業を早急にしていきたいということでこの論点をまとめさせていただいたということですので、是非ご理解をいただければと思います。

○相澤議員 私の方からひとつ質問があります。17ページの全体の検討体制についてであります。年末とあるところは、是非やっていただきたいことなのですが、その右側に書かれているエネルギー基本計画、それからグリーンイノベーション戦略について伺います。エネルギー基本計画は明確な位置付けのものがあるのですが、基本計画そのものをこのエネルギー・環境会議でやるのか、その下に書いてある総合エネルギー調査会がそれをまとめるのか、ここのところがちょっとわかりにくいというところが1点。

それから、グリーンイノベーション戦略というのは、これからつくるという意味の戦略なのか、総合科学技術会議がグリーンイノベーション推進の戦略をつくっているわけですが、そこの整合性をどのようにとらえられるかという、この2点をお伺いしたい。

○門松企画調査官 まず、グリーンイノベーション戦略だけではなくて、このエネルギー・環境会議のスタート前の時点から、実は総合科学技術会議の事務局の方々には入っていただいて、全部ご議論はさせていただいています。ですから、先ほどの中鉢先生のお話にもありましたけれども、総合科学技術会議の動きなども全部我々は聞いた上でやっていますので、そこは連携をとってやっているということだけはまずご理解いただければと思います。

そのような中で、エネルギー基本計画は、エネルギー基本法に基づき、法定で総合エネルギー調査会の意見を聞くということになっていますので、ここへ総合エネルギー調査会と書いています。ただ、全体の司令塔というか、大きな枠をつくって指示するのはこのエネルギー・環境会議ということになっておりますので、総合エネルギー調査会は

開かれますが、最終的にこの辺でチェックアンドレビューとかと書いてありますけれども、それを踏まえた全体の戦略を取りまとめるのがエネルギー・環境会議という位置付けになっています。

もう一つは、このグリーンイノベーション戦略というのは、昨年6月のそもそもの成長戦略、新成長戦略でグリーンイノベーションの戦略的な位置付けがちゃんとされていて、成長戦略の中でどこかでまとめなければいけなかったのです。これをどこかの形でやらなければいけないというのは残っていますので、まさに革新的エネルギー・環境戦略のパートとして我々がやらなければいけないという認識があるものですからこう書かせていただいているのですが、先生ご指摘のとおり、総合科学技術会議で動いているというのも重々わかっていますので、ここは今申しましたとおり、十分お話を聞かせていただいて、連携をとりながら進めさせていただければと思っております。

○相澤議員　　ということは、グリーンイノベーション戦略という形のあるものは、まだ無いという、むしろこれを策定していくという位置付けですか。

○門松企画調査官　　そういうことです。

○相澤議員　　それからもう一つ、それに絡んで、温室効果ガスの削減目標が今宙に浮いているような位置付けになっていると思うんです。今回のご説明の初めのほうにありましたが、ここについては、今後これも大きな課題でありますので、どういう位置付けとして進められるか、そのあたりはいかがでしょうか。

○門松企画調査官　　問題として先生ご指摘の話は当然ある中で、別途地球温暖化対策については、地球温暖化に関する閣僚会合がありまして、そこで議論するという事になってはいますが、今後、その会合とも連携をとりながら、位置付けをどうするかというのを議論していくということだと思えます。

○福山副長官　　これは非常に神経質な問題なので、なかなか難しいんですけども、一つは、地球温暖化対策基本法というのを今、国会に出させていただいておりますが、これがなかなか採決に至らないという状況でございます。そんな中で、CO₂25%削減の目標をやると言っていたものが、震災が起こり、恐らく化石燃料の比率がこの1～2年非常に上がるということで、それが本当に具体的にできるのかという議論が出てきています。しかし、一方で、今年の年末に関するCOPでは、京都議定書の再延長のような議論が2013年を迎えるに当たって途上国その他から非常に強く出てくる可能性があり、そのことは我が国の政府としては看過できないような状況です。そこで、この25%を、特に中国とかアメリカを含めた多排出国が参加する前提の25%という旗を今の段階でおろすことが外交交渉上本当にいいのか、非常に微妙なところですし、逆に言うと、この革新的エネルギー・環境戦略の中で日本のエネルギー戦略は確実に変わっていくわけです。もちろん、原発53%を想定していたことに比べれば、対CO₂に関して言えば、本当に厳しいチャレンジになることは承知の上ですが、そこをどのようにバランスさせていくかというのはまさに今後の課題だと思っております。これも先生方のお知恵と議論にある種頼らせていただきながら進めていかなければいけないと思っておりますが、今のところはそこについて政府の中での意思決定はまだだといった状況です。

○相澤議員　ただいまの点につきましても、第4期の科学技術基本計画の中では、低炭素化社会の実現と、それからエネルギー供給の安定確保、この2つを両立して成り立つようにという形で位置付けておりますので、そこにぜひ具体的な目標を設定できるように、検討をお願いしたいと思います。

○中鉢議員　相澤先生が先ほどお尋ねになったグリーンイノベーションへの質問の関連質問ですが、グリーンイノベーションについては、先ほど言った位置付けで、23年度においてもアクションプランの中で明確に位置付けてきました。多分年末に、いろいろな観点、環境的な側面あるいはエネルギーの安定供給の側面から、位置付けが変わってくると思います。これを受けて多分、4期としての基本計画は維持しながらも、年度における重要性あるいは緊急性あるいは戦略性というのは変わってくると思います。これを踏まえて、平成24年度及び25年度以降のアクションプランなり実施計画に反映されるほうがいいのではないかと私は個人的には思います。もっとフレキシブルに考えるべきではないかと。その背景には、今お話のあったように、脱化石といいますが、低炭素社会といいますが、言い方はともかくとして、それを目指して、プラス脱原発となると、残された答えはもう限られていて、自然エネルギーしかありません。この自然エネルギーを原発や化石エネルギーの代替エネルギーとして位置付けるか、あるいは補完的なエネルギーとして位置付けるかということに対して、随分意味合いがここ数か月でも変わってきているのではないかと思います。実際には、エネルギー基本計画の中で何となく自然エネルギーが棚上げにされていたような印象も受けます。言い方はあまり適切ではないかもしれませんが、それはあくまでも補完的な位置付けだったと思います。ところが、答えがなくなってくると、勢い自然エネルギーに対する期待度は高まってきています。これを、科学技術戦略としてどう受けるかということに対して、策定時と随分意味合いが違っているのではないかなと私は思います。

○福山副長官　資料1-2の一番最後の裏表紙を見ていただけますでしょうか。まさにエネルギーの需給安定関連で早急に、今、中鉢先生が言われたいろいろな形での技術開発とか再生可能エネルギーを普及するとか、さらには脱化石に向けて技術革新をするとか、コストを下げるとかということについて、規制・制度改革をしていかなければいけません。さらに申し上げれば、中鉢先生には復興構想会議にも入っていただいておりますが、復興構想会議の中で、再生可能エネルギーを普及することで東北の復興につなげるというご提言もいただいております。これについては、3次補正も含めて、いかに効率的に資金を回してそのことにつなげていくかということと全部並行してやらなければいけないと思いますので、時間軸の問題も、23年、24年の予算の編成に対しても、中鉢先生のご指摘は非常に重要なことだと思っておりますので、ぜひ政府は先生方としっかりと連携させていただければありがたいと思っております。

○相澤議員　それでは、ただいまいろいろいただきましたご意見を国家戦略室のほうでも十分に反映させていただきたいと思っておりますし、それから引き続き密な意見交換をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議題 2. 平成 22 年度科学技術振興調整費・機動的対応「口蹄疫対策に資する緊急研究」報告

< (独) 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所 濱岡所長説明 >

○中鉢議員 簡易キットを開発しようということですね。遺伝子で調べる方法と、クロマトですか、海外の市販のものをやってみたと。海外のものは使いものにならなかった、だったら遺伝子の方法をやればよいということだと思えますが、海外のものを今度は国産にかえて、農水省が国内で開発しますというのが結論なのでしょうか。確認だけなんですけれども、よくわからなかったのです。

○濱岡所長 口蹄疫ウイルスというのは非常に抗原性も広く、7タイプございますし、変異も激しいということで、例えばイムノクロマトに用いるモノクローナル抗体が広い範囲で確実に捕捉できるようなモノクローナル抗体を得るとか、そのような技術開発によって、より精度、感度とも高い、同じイムノクロマトであっても、そういう技術が開発できるということです。イムノクロマトの最大の利点は、オンサイト、発生農場内で手軽に利用できるということございまして、口蹄疫の診断については、各議員も既にご案内かとは思いますが、臨床材料が感染症を広げる一つの非常に大きなハザードでございまして、検査材料であっても、発生の疑われる農場から臨床材料を持ち出してさまざまところで検査をするということは(リスク管理上)避けて通るべきものであるということで、私ども動物衛生研究所の小平の海外病研究施設で一括して検査をする体制にございます。

そういう中であって、診断の行為の中でリスクを最大限制御するためには、発生農場内ですべてを完結させる、あるいは外に持ち出すのであれば、動物衛生研究所の小平の特殊実験棟のような、完全に外と遮断でき、安全管理ができるような施設の中に持ち込んでから開封して材料等をハンドリングしなければいけないということがございます。そのために、遺伝子診断法等々、なかなか特別な機材等を使うものよりは、イムノクロマト法のようなものが、家畜保健衛生所の家畜防疫員が現場で使う、とりあえず意思決定に参考となる成績を得るための手法としては、非常に大きな優位性がございます。

○中鉢議員 今のご説明だと、このLAMP法というのは、あまり簡便ではないということですか。そんなことはないですよ。ちょっと着色してみるだけですよね。

○濱岡所長 はい。LAMP法は、遺伝子診断の中でも、オンサイトで応用可能な可能性を秘めている手法として、今回取り上げてございます。

○中鉢議員 それで、LAMP法を100%として、LAMP法の35%だと言っているのでしょうか。

○濱岡所長 いえ、これは、100%は、ここに括弧書きで書いてあるとおり、リアルタイムPCRという手法、私どもの動物衛生研究所で診断に使っているリアルタイムPCRの結果をスタンダードとしてございまして、LAMP法ではございません。

○中鉢議員 この程度と言っては語弊があるかもしれませんが、2300万円もかかるんですか。実施内容は、なんとなくプリミティブな感じがしますが。252例をちょっとやってみたと。それから、照合してみたら35%だと。それは1か月もかかる話ではないのではないのでしょうか。半年ぐらいかかってこれだというのは何ともお粗末な印象を受けるのですが、

私の理解がもし間違っていれば。

○濱岡所長 252 例の陽性サンプルは宮崎県の症例でございますけれども、これは、直接これを、例えば宮崎県の診断現場から動物衛生研究所の小平の特殊実験棟の中に持ち込んだものをそこで当ててみたということではございませんで、実際の症例の中で診断用に採材されて保管されている試料というのは、これに適用するというか、応用できるほどには量的もございませんし、そろってもございませんので、このイムノクロマトの診断感度を我々は実験的に確認いたしまして、リアルタイムPCRの結果をもとに、そのサンプル中にどのくらいのウイルス遺伝子量があったかを遡ってすべて推定いたしまして、検出感度と推定の材料中でのウイルス量とを比較した中で(検出率を)推定したということでございます。ただあり余っているサンプルをそのままイムノクロマトに載せてデータを得たということではございません。また、口蹄疫のこのような検証に用いられるサンプルというものがインターナショナルでもどこにもここにも転がっているというものでもございませんし、そのような多くの困難の中で推定してきたということでございます。

○中鉢議員 長くなって申しわけありません。最後にします。そうすると、近々また口蹄疫が出て、頼りになるものはあと3年待たなければ駄目だということですね、技術的には。今あるものは使いものになりません、これが結論だと。

○濱岡所長 現在、日本では、ですから、例えば簡易診断キットを現場で使うことの是非については議論のあるところでございまして、韓国では、ここ数年間で何回かの流行を経験し、我が国では採用していない簡易診断キットを現場で使うという選択をして実際に対応に当たってきました。今回韓国全土に広がった大流行については、この現場での簡易診断キットの失敗ということが言われております。それで、韓国政府は、現場でイムノクロマトグラム等々の簡易診断キットを軽々に使うことは見直すべきであるといったことを決定しているということを知っております。ですから、簡易診断キットについては、いわゆる補助診断のたぐい、第一報をまずできるだけ早く適切に診断ができる場所に材料を送り届けるための現場の判断を助けるという位置付けでございますので、我が国で仮に不幸にして次の流行が起きたときには、基本的に口蹄疫の診断、公的にインターナショナルに報告するための公的な診断というのは、この簡易キットを使う方法ではなく、国際的にオーソライズされた方法によって、動物衛生研究所が結果を出し、それを国のCVO(chief veterinary officer: 主席獣医官)である農水省のチーフベテリナリーオフィサーの立場でOIE(国際獣疫事務局)に報告していくというのがインターナショナルの決め事でございますので、特に今ここに3年間待たなければ口蹄疫の日本の対応が滞るということではないと理解してございます。

○相澤議員 ちょっと説明が長くて、結論がわからないんですが、LAMP法はそのままもうプロトコルを出すというところに来ていると。それで、今議論になっているイムノクロマト法は、まだ簡易法としては、これだけの的中率というか、確定率しかないので、今後開発しなければいけないという結論ですね。

○濱岡所長 そうです。

○相澤議員 このところがミックスアップしていたのではないかと。

○中鉢議員 韓国で駄目だという結論が出ていたものを我が国でやったら、やっぱり駄目だったと、こういう話ですか。そのように聞こえるのですが。もう既に韓国では失敗したと言っているのではないですか。そういうものをなぜこういうお金をかけて我が国でもやるという議論になるのでしょうか。

○本庶議員 ちょっと私はこれを担当していたので、私の理解を申し上げますと、結局、鑑別診断、関連するものに関するLAMP法は、それなりに有効性が確認された。それが左側の図です。肝心の口蹄疫のウイルスに関しては、ご承知のように変異が多いので、なかなか遺伝子診断も簡単にできない。それから、PCRは機械を持ち込まなければいけないので大変だと。それで、これに向けたイムノクロマトの鑑別診断、その場ですぐできるようなものをこれから農水省は自前でやると言っているのです、それはそれなりに私は、前進である、ぜひそれをやっていただきたいと思っています。

ただ、つけ加えると、私はこの環境省担当の野生動物の国際調査というのが、一体何が出てきたのかが全くわからない。つまり、各国に行っているいろいろなことをやっている。提言も書いたり、成果の活用も書いてあるけれども、今後環境省で、これに基づいて、ここに書いたような感染症レポートに反映しと、この感染症レポートというのは一体何なのか。つまり、これによって野生動物による感染の拡大ということがどのように防げるのか、あるいは防ごうとするのか、環境省が今後自前でこの成果に基づいて何をするかという、そこは全然わからないんです。だから、そこを簡単にちょっと。

○環境省 鳥獣保護業務室 山本室長補佐 環境省でございます。

今ご指摘の点でございますけれども、野生動物の感染症に関して、これまで環境省としましては、鳥インフルエンザについては、ある程度のマニュアルを持って対応方針を決めてきたところでございますけれども、口蹄疫も含め、そのほかの野生動物の感染症については、これまであまり対応方針というものが決まっていなかったというのが実情でございます。それで、昨年の口蹄疫を受けまして、環境省としても、野生動物の感染症対策にもう少ししっかりと取り組んでいくべきということで、今年度から予算を計上しております、国内に入ってくる可能性のあるそれぞれの感染症について、野生動物に関してまず何をすべきなのか。どこに留意して何をすべきかということそれぞれの感染症について整理していこうと考えております。その中でも口蹄疫については優先的に整理していくというつもりでございまして、それを毎年感染症のレポートという形で整理して蓄積していくという事業を予定しております。

○相澤議員 ただいまの点は、野生動物の①の成果の活用と、それから研究の背景、このあたりのバランスがとれていないので、要するに、初動はもうこれで十分だと受け取られるわけで、環境省が今後、今説明いただいているようなことを具体的にやっていくときに、先ほどのお答えだとわからないんです。これからまた報告書をつくっていくといった話にも聞こえるので、先ほどの本庶議員のご質問は、要するにこれでどうするのかということを確認に出しておいていただかないと、わかりにくいという点だと思います。そこはいかがでしょうか。簡単に教えてください。

○環境省 山本補佐 今回の研究で、各国の情報が集まりましたので、その情報をもとに、日本とし

て口蹄疫が入ってきたときにその周辺の野生動物対策をどうするかということ、例えば野生動物を捕獲していくのか、さくで困って対応していくのか。捕獲のときにも、わなを使うのか、鉄砲を使うのか、野生動物管理上は全然違ってきますので、そういったところを整理したものをこの中でまとめていくという予定でございます。

○相澤議員 依然として、そういうことをまとめていくということが、これからの具体的な環境省の対策なんですか。

○環境省 山本補佐 はい、今年度のレポートの中で、今回いただいた研究成果をもとに、整理してまとめるということでございます。

○中鉢議員 そうであれば、そのように書くべきではないですか、「まとめる」と。それを「迅速な初動が可能となった」と書くと、随分ギャップがあります。それは日本語としていかがなものかと思いますが。

○相澤議員 言ってみれば、この機動的対応で調査研究したことで、もうすべて結論が出たと。あとはそれを実施していただいただけという位置付けなんですか。それとも、先ほどの今年度既に環境省としての予算づけをして進めているという、その進めていることはどういう内容でどういう位置付けになるものか、そこがわからないんです。

○環境省 山本補佐 今年度の予算の中でこれから作業するということになりますが、今発生したとしても、昨年度の発生時よりは確実に、初動に何をやるかということがわかっていることは間違いなくて、その点でこういった「初動が可能となった」という書き方をしております。また、1つ目の「・」のところで書いている、こういった「取組を踏まえ、野生動物に対する我が国の対応方針を確立」というところが、今年度実施するというところでございます。

○相澤議員 これは農水省にも言えるんですけども、機動的対応で措置された成果と、それから、その後は各府省が独自に本格的な予算づけをして進めるということを経験しているわけですから、環境省としては、今後具体的に何をやるのか、そのことを明確にここに入れておいてほしいのです。それから、農水省の場合には、先ほどの第1ページのところに、今後農水省が独自の事業で開発中とあります。だから、このような書き方をもう少し具体的に農水省の場合もしておいてほしいわけです。これは、振興調整費としての基本的なところでございまして、機動的対応はあくまでも機動的対応で、その後本格的に各省は独自の予算で展開していくという位置付けですから、その展開するというのを具体的に記載しておいていただきたい。

○今榮議員 これは、4ページ目の危機管理法の開発のところ、ここは消毒薬の使用法についてというのが中心のお話なんです、その中で今後の対応への提案のところ、③だけは非常によくわかるのですが、①、②、④が少しわかりにくいのです。①、②というのは、消毒薬が幾つかあって、そのうちの低温環境、それから農作物への影響の少ないものを選びましょうということだけなんですか。要するに、もう既に幾つかあるから、その中から選ぶと。それから、④のところは、英国では専門家が既に完璧に行われているということで、日本では専門家が最終的なチェックをしなかったから、そういう専門家がちゃんとチェックするような体制をつくりましょうということなんですか。こ

の提案の内容をもう少し確実に説明いただきたいと思います。

○濱岡所長 では、私から説明させていただきます。

まず、消毒薬等々は、当然法令上認可を受けてメーカーが供給している製品がございます。そのようなものをそれぞれの環境あるいは条件に沿って適切に使用していくということで、これをマニュアルに生かしていくということが重要だろうと思っています。低温環境についてもそうでございますし、土壌を通して、あるいは作物への影響等も踏まえた使い方のマニュアルをきちんと提示していくというプロセスが今後必要だろうということでございます。そのようなことについては、今後、昨年の流行を受けて家畜伝染病予防法が改正され、本年 10 月に完全施行するようなプロセスで体制整備は行われております。その本年 10 月以降、例えば都道府県とか生産者団体とかが、それぞれ独自に国の方針とか、そのものを踏まえて、それぞれの現場で生かせるマニュアル等をこれから改訂していくということになっていこうかと思っております。ですから、そういうものに当たって、今回整理できるような問題点も農水省から情報提供しながら、全国の現場でのマニュアルの改訂に生かしていけたらいいだろうと、概要としてはそのような形のイメージで、現場でつつがなく確実に消毒ができ、病気を抑え込むことができる体制をつくっていききたいということかと存じます。

○今榮議員 すみません、④は、英国では専門家が完璧に行われていると。それは、日本でも今は。

○濱岡所長 日本では、制度上はございません。ですから、提言としてこのような形で、ただし、昨年度の宮崎の口蹄疫については、あれだけの症例の拡大が起きましたので、すべてこういうシステムにのっとして検証したのではございませんけれども、一部抽出的に、堆肥の状況とか消毒後の畜舎にウイルスが残存しているかどうかといったことを関係の動物衛生研究所も協力しながら一部確認したケースはございますけれども、このように制度として、流行が発生した農場の消毒をある一定期間必ず検証するという制度は日本には整っていないということで、整っている国もあるということでご報告をしているということでございます。

○今榮議員 では、それもマニュアルをつくるという予定があると理解してよろしいですか。

○濱岡所長 反映できることはマニュアルに反映するというところでございますけれども、制度上そのようなフレームができるか、できないかについては、今からこの結果を見ながら農水省内で検討していくということでございます。

○相澤議員 それでは、ただいまいろいろと意見が出てまいりましたが、反映できるところは、ぜひ反映していただきたいと思います。

それでは、ただいまの振興調整費についてのご説明は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○濱岡所長 ありがとうございました。

(以 上)